

ショートステイおうぎの里 ご利用料金

＜令和4年10月改正＞

【介護保険自己負担額の目安】

■基本単位数

名称	介護度	1日あたりの単位数
併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費	要支援1	523単位
	要支援2	649単位
併設型ユニット型 短期入所生活介護費	要介護1	696単位
	要介護2	764単位
	要介護3	838単位
	要介護4	908単位
	要介護5	976単位

1単位：10.17円

■加算①（主な加算）

名称	1日あたりの単位数
送迎費（片道）	184単位
介護職員処遇改善加算Ⅱ	加算率6.0%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	加算率2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	加算率1.6%

1単位：10.17円

※送迎を必要とする場合

【送迎範囲】東広島市志和町・八本松町・西条町（福富町・高屋町・黒瀬町その他地域については要相談）

■加算②（人員体制等により算定される加算例）

名称	1日あたりの単位数
	単位
	単位

1単位：10.17円

現在いただいていません

注：加算の種類には上記以外にもあります。職員の配置体制や施設の体制等によっても変化しますのであくまで目安としてください。

注：被爆者健康手帳がある場合、介護保険1割自己負担額はありません。

【居住費、食費等について】

■居住費（滞在費）と食費については、所得により異なります。

＜利用者負担段階＞

第1段階	市町民税世帯非課税であって、老齢福祉年金の受給者、または、生活保護受給者
第2段階	市町民税世帯非課税であって、課税年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人（※平成28年8月からは遺族年金、障害年金などの非課税年金も判定基準に含まれます）
第3段階①	市町民税世帯非課税であって、課税年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階②	市町民税世帯非課税であって、課税年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階	上記以外の人

負担段階	居住費（日額）	食事代（日額）
第1段階	820円	300円
第2段階	820円	600円
第3段階	① 1,310円	1,000円
	② 1,310円	1,300円
第4段階	2,006円	1,445円

1日の食事代内訳（請求は食べた分のみ）		
朝食代	昼食代	夕食代
380円	545円	520円

※昼食代にはおやつ代が含まれます

負担軽減の対象となる方は、各市町村にて「介護保険負担限度額認定証」を申請してください。